

タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係る JFS 規格の 監査及び適合証明プログラム規程 Version 1.0 案の概要

一般財団法人食品安全マネジメント協会

1. 目的

2017年、タイ国保健省食品医薬品局（FDA）が、青果物の選別及び梱包を行う施設に対し、食品安全に係る要求事項への適合を求める告示第386号「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」を公示しました。タイ国に特定の青果物を輸出する事業者は、2019年8月25日以降、告示第386号の要求事項を満たしていることを第三者機関の監査等により証明することが義務付けられます。

弊協会は、告示第386号に対応するため、この要求事項を満たしたタイ向け青果物の選別及び梱包施設に係る JFS 規格 Version 1.0（以下、「本規格」といいます。）を2019年4月24日に公表しました。また、本規格を監査する監査会社や監査員の要件、監査及び適合証明の仕組みとして、「タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係る JFS 規格の監査及び適合証明プログラム規程 Version 1.0」（以下、「本プログラム規程」といいます。）を新たに定めることとします。

2. 本プログラム規程案の概要

（1）本プログラム規程案の構成

本プログラム規程は、本規格の監査及び適合証明を行うために、監査会社、監査員及び判定員に対する要求事項や監査及び適合証明の仕組みを規定したものです。主な要求事項は、監査会社、監査員及び判定員の要求事項（2）、監査及び適合証明の仕組み（3）、監査の実施方法（付属書1）、適合性の判定基準（付属書2）です。

（2）監査会社、監査員及び判定員の要求事項

本規格の監査及び適合証明を行う監査会社は、弊協会が必要な力量を有することを確認して承認される必要があります。また、監査会社は、本規格の監査業務に必要な力量を有した監査員及び判定員を擁していることが求められます。

本規格の監査及び判定業務は、JFS-A/B 規格（製造セクター）の登録監査員・判定員の他、青果物の選別及び／又は梱包施設に対する食品安全の監査、コンサルティング、またはこれらの現場に関連する実務経験があり、弊協会がその実務経験の内容を確認した者が実施できることとします。監査員及び判定員は、登録に先立ち、協会が指定した特定の研修を修了しなければなりません。

(3) 監査及び適合証明の方法

監査から適合証明発行までの流れは以下のとおりです。

- ① 事業者（選別及び梱包施設の使用・運営責任者）が監査会社に監査申請。
- ② 監査員が、本規格に基づいて監査を実施。
- ③ 監査員が、本規格の要求事項への適合または不適合を指摘。
- ④ 事業者は、不適合への是正処置を実施。
- ⑤ 監査会社が、監査報告書に基づいて適合性を判定。
- ⑥ 監査会社が、事業者に適合証明書を発行。

標準監査工数は原則として1人日とし、施設等の状況によって増減可能とします。

適合証明の有効期間は3年とし、3年に一度の更新監査を実施します。年一回の定期監査は、現地監査は必須としませんが、重要項目に対する文書監査は毎年行うこととします。

以上